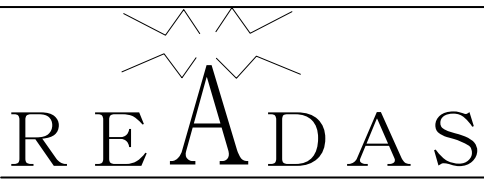


第 5162 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月10日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 出国時譲渡所得課税

Q：平成27年度の税制改正で、国外に転出する場合には、譲渡所得税がかかることになるとありますが、どのような内容なのでしょうか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

租税条約では、株式等のキャピタルゲインは株式等を売却した者が居住している国に課税権があることとされていることから、巨額の含み益を有する株式を保有したまま、シンガポールや香港のようなキャピタルゲイン非課税国に出国して、その後売却して課税逃れをするというケースがこれまであったため、平成27年度の税制改正において、一定の高額資産家が出国する場合に、有価証券等を有している時は、その出国時にその有価証券等を譲渡したものとみなして所得税を課す制度が創設されることとなりました。

一定の高額資産家とは、出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者で、かつ、出国直前10年以内において居住者であった期間が5年超である者をいいます。

この制度は、みなし課税であることから、納税者において納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予制度（最長10年）を選択することができることとされています。ただし、この制度を利用する場合には、担保の提供と納税猶予継続届出書を毎年提出することが必要です。

